

江戸時代前半における三河吉田藩の鷹野

橋 敏 夫

要 約：三河吉田藩の鷹野について、江戸時代の前半、藩主としては松平忠利・水野忠清・松平信祝の時期について検討した。松平忠利は、領内の高師原において18回の鷹野をおこなったが、獲物は不明である。水野忠清は、寛永18年正月に領内の7か村で、雲雀・鶉を獲物とする鷹野を行った。松平信祝の場合は、領内に鷹場を設置し、雁を獲物とした。信祝のもとでは、鷹方による鷹野も行われた。

キーワード：鷹狩 鷹野 三河吉田藩 松平信祝 雲雀・鶉・雁

はじめに

飼育したタカをヒトが使う狩猟は一般的に鷹狩と呼ばれるが、史料上では「鷹野」と表現されることが多い。日本では古くから行われ、嵯峨天皇は愛好者だったという。近年では、ムクドリなどの害鳥駆除に活用され、報道番組・ワイドショーでとりあげられることがある。

江戸幕府の鷹利用について塚本学氏は、家康～家光の三代にわたり盛んであったが、4代家綱にいたり抑制的になり、5代綱吉政権期は將軍家鷹制度の廃止、諸藩の鷹縮小が断行された。8代吉宗は鷹好きであったが、家康の頃のような制度に復活した訳ではなく、実態は家綱期と同様だった、とした。このことは、幕府の職制上からも明らかで、家光期には鷹匠支配は老中松平信綱であったが、家綱・綱吉・吉宗期は若年寄支配だった、と指摘した⁽¹⁾。

塚本氏は、寛文13年(1673)2月の幕府による三河国吉良の御鷹場における鉄砲を使用

した鶴・白鳥などの密猟取締りの厳命を紹介している⁽²⁾。これは三河の諸大名に対する発令で、そのなかには当然吉田藩も含まれ、同藩領である渥美郡大津村へは、時の藩主小笠原長矩の家臣から申し渡された⁽³⁾。

この出来事以前の三河吉田藩主の鷹野は、既に『豊橋市史』第2巻で取り上げられているが⁽⁴⁾、典拠となった史料の内容が十分に反映されていない。さらに、正徳～享保期の松平信祝時代については、まったく触れられていない。信祝は、信綱の曾孫にあたることから、吉田藩主だけではなく、松平伊豆守家としての鷹野も、究明する必要がある。そこで小稿では、江戸時代前半の吉田藩の鷹野について、史料紹介を兼ねて検討し、今後の研究を深化させる手掛かりとしたい。

1 松平忠利・水野忠清の鷹野

慶長17年(1612)11月～寛永9年(1632)6月に吉田藩主だった松平忠利の鷹野は、元和8年(1622)8月13日～寛永9年5月13日

(2)

江戸時代前半における三河吉田藩の鷹野

の記載がある自筆の『忠利日記』から判明する。同書によれば、元和9年10月22日「高足へ鷹野へ越申候」を最初とし、寛永元年に5回、同2年に5回、同4年に1回、同5年に6回と18回を数え、いずれも10～12月に鷹野に出ている。獲物については、記載がない。鷹野に関する記述は簡潔で、高足と目的地が示されているのは、前掲の例を含めて5回だけである。寛永元年10月17日は「高足へ鷹野ニ越申候」、翌18日「高足分かへり申候」とあり、1泊での鷹野である。寛永5年10月29・30日はともに「鷹野へ出申候」とあり、連日の鷹野である⁽⁵⁾。

『忠利日記』には、忠利の在府中に吉田から鷹匠が出府したこと、鷹や獲物の贈答、大御所秀忠・將軍家光の鷹野についても記されている⁽⁶⁾。

次に、寛永9年8月～同19年7月に吉田藩主だった水野忠清については、俸禄35石7人扶持で中小姓をつとめた大野定寛の『大野治右衛門定寛日記』から寛永18年正月の鷹野について知ることができる。大野は前年に吉田で召し抱えられた新参で、身近な家臣からみた主君の鷹野を詳細に記録している⁽⁷⁾。

^(寛永18年正月)
二日朝五ツ前ニ御城ニ而御礼スム也、暮六ツノ頃花カ崎へ雲雀ヲイニ殿様御座候、御供ニ出ル、三十計取也、^(水野忠清)

三日御鷹野ニ御座候、下地ヨリ殿様ニ別レ下^(五井)ゴイへ参、鶉ヲ芦原へ追籠、見へ不申候所ヲ色々タヅネ生取ニ仕候事、昼七ツサカリニ吉田へ帰、暮六ツノ頃ミゾレ少シフル也、

四日昼時風吹、暮六ツ少シマヘニ大村へ雲雀追ニ殿様御座候、御供ニ参、暮六ツニ帰也、

五日花カ崎ヨリイムレへ御越、ソレヨリ赤岩山ヲ越シ、金田辺牛川方へ御鷹野ニ御座候、是ハ長吉様也、御供也、七ツサカリニ御帰也、風吹寒シ、^(飯村)
^(忠清四男忠増)

(中略)

^(幕府代官)
十八日牛久保ノ鈴木八右ニ朝振舞ニテ殿様・長吉様御座候、御供ニハ不参、^(鍛冶)
扱朝ノ四ツ時鷹野出立ニテ、カチ村マテ御向ニ参、御帰ニ御供仕ル、昼之頃ミゾレ雪少フル也、吉田へ暮六ツニ御帰也、

(中略)

廿三日朝ニ御城へ出ル、鎧ヌクイ申也、大風吹、昼八ツサカリニ、殿様田尻之ツ、ミ普請被為御覧ニ御座候、御供ニ参、ソレヨリ暮川へ直ニ御座候、雲雀被為追、暮六ツ過ニ吉田へ御帰也、

(中略)

廿八日朝ニ長吉様へ御礼ニ上ル、扱殿様御鷹野ニ御出被為成候、御足軽町迄参候へハ、長吉様与参候へト御意ニテ帰、長吉様之御供仕参、^(馬見塚村地内)
川崎ヨリ舟ニテ馬見塚へ越シ、野田へ御出被成、ソコニテ御休ミ被為成候也、風フク、昼ヨリツヨクフク也、吉田へ八ツサカリニ御帰也、

鷹野の場所は、花ヶ崎村・下地村・大村・金田村・牛川村・鍛冶村・暮川村であり、獲物は雲雀・鶉だったことが判明する。

これらの記事のなかで、正月5日の鷹野は、「長吉」が行ったとあり、同月28日は、藩主忠清の指示で、途中から「長吉」を出迎え、鷹野を続けた、とある。

『寛政重修諸家譜』によれば、この「長吉」は藩主忠清の4男忠増である。生年は不詳で、寛永18年8月9日から4代將軍家綱に小姓として仕えた⁽⁸⁾。

2 松平信祝の鷹野

正徳2年(1712)7月～享保14年(1729)2月に吉田藩主だった松平信祝の鷹野について

ては、領地の三河国渥美郡馬見塚村の庄屋文書である渡辺家文書から判明する⁽⁹⁾。松平忠利・水野忠清の鷹野が武士の日記に基づくのに対し、松平信祝については、農政関係の史料からの情報である。

正徳5年9月25日、普請奉行増井岡右衛門は下地村その他の村々に対し、鷹野に出掛けられるので、小鳥捕獲の禁止を村内に徹底するように命じ、吉田藩御用の場合は鑑札を持参することを知らせ、このほかは武士であっても事情を伝えて遠慮させるように、と指示した⁽¹⁰⁾。

覚

下地村 <small>(郷)</small>	四ツ屋村 <small>(郷)</small>	下五井村 <small>(郷)</small>
瓜子村	大ヶ里村	柴谷村
住吉村	大村	長瀬村
行明村	正岡村	瀬木村
西島村	犬子村	土筒村
三橋村	石原村	当古村
堀之内村	竹之内村	
天王村	五井村 <small>(郷)</small>	八反ヶ谷村
藤ヶ池村	呉川村	浪之上村
平川村	田尻村	小池村 <small>(尾)</small>
佐藤村	両草間村	高明村
足原村 <small>(西)</small>	橋良村	花ヶ崎村
牟呂村	野田村	羽田村
吉川村	三合村 <small>(相)</small>	馬見塚村
清須村	平井村	日色野村
前芝村	梅藪村	伊奈村
小坂井村	篠塚村 <small>(東)</small>	長山村

右村々御鷹野に御出被為遊候間、小鳥ニ而も取不申候様ニ、百姓共ニ急度可申渡候、御用ニ而此方取候節者、木札持参可申候、此外者奉公人にて相改候而、其趣ヲ申達、取不申候様ニ相断可申候、一此廻状村順能相達、判形被致、留村可被相返候、以上、

(正徳5年)
九月廿五日

増井岡右衛門

右村々庄屋中

右之御触状空右衛門持、九月廿八日夜清須新切へ、

鷹野の主体について明確になっていないが、6月27日から藩主信祝は在国していた⁽¹¹⁾。対象の村々は、吉田川下流域から高師原に至る間に位置する⁽¹²⁾。同年12月6日には、鷹野の際の安全確保のための道普請について発令された。

殿様折々近在へ御鷹野へ御出被成候、其鷹□□御鷹ねり候所ヲ御覧為被遊□田之畦細川等之飛越為被遊候、依之田之畦様ニ長切所有之候所者繕置可申候、小川杯之渡り木などヲ壺本掛置候所候ハ、二三本もかけ御渡り候者□□危無之様に可仕候、□度少宛之義ニ有之候間、普請可仕候、

十二月六日

高須新田

吉川村の牟呂へ渡ス、松井留り、

享保3年以降、「公儀御鷹」通行の際の対応に関する指示が吉田藩から領内村々に発令された⁽¹³⁾。これは根崎光男氏が検討した三河国吉良鷹場との関係が類推できるが⁽¹⁴⁾、ここでは指摘するだけに止める。ただ、幕府の鷹場調査に応じる形で、吉田藩でも同様の動きがあったことは重要なので、詳細に取り上げる。

享保3年3月13日、幕府勘定所から三河国内の幕府鷹場の調査を指示された三遠代官大草太郎左衛門は、吉田藩に対してこれを伝えた。このために郡奉行は、担当の地方役所に発令した⁽¹⁵⁾。

覚

一三河国ニ先年御鷹場有之由、早々改書付差上ヶ可申旨、御勘定之所(ママ)の大草太郎左衛門様江申来候、御吟味ニ而早々書付可被指出候、以上、
(享保3年)
三月十三日

(郡奉行)
石井権左衛門

中沢安左衛門

右之通郡奉行衆の申来候、其村々ニ先年

(4)

江戸時代前半における三河吉田藩の鷹野

御鷹場有之候ハ、早々書付指出可被申候、此廻状早々相廻、留村の相返可被申候、以上、

(地方役所渥美組札元)
吉野運八

羽田村 野田村 三相村 吉川村
馬見塚村 高須新田 土倉新田 牟呂村
小浜村 橋良村 草間村 芦原新田
東植田村 野依村 仏餉村 高師村
佐藤村 山田村 飯村 原村
中原村 雲谷村 手洗村 上岩崎村
下岩崎村 瓦町

右村々庄屋中

地方役所内の渥美組札元から出された廻状の宛先は、管轄村々の一部だけである。しかしそれでも、廻状の継走について、遅滞などの問題が発生したようで、馬見塚村の庄屋は、吉川村から請取り、3月17日午下刻に牟呂村へ急送したことを「万書込日記」に書き入れた。

御鷹場有無之書付差出し申様ニと御触参候、則急牟呂村へ遣申候、吉川村の請取り、三月十七日午ノ下刻、

幕府の行動は、吉田藩における鷹場調査に発展した。廻状では、報告書の早期提出と、庄屋自身が持参することを求めた。この廻状を「万書込日記」に写す際、馬見塚村庄屋は、宛所に請取時刻を記入した。これは、尚々書に刻付に関する指示があったからである。

御公儀御鷹場之義、書付請取申候、且又前々御城主様鷹場ニ成場所有之ニ付、御尋有之候間、是又此廻状廻り次第、書付早々差出し可被申候、尤庄屋中書付持参可有之候、口上ニても委細尋可申候間、如此ニ候、以上、

三月十八日 吉野運八

羽田村 野田村 三相村
吉川村西ノ上刻 馬見塚村西ノ下刻
牟呂村 花ヶ崎村 小池村 橋良村
小浜村 草間村 向草間村 高足村
山田村 佐藤村 飯村 原村

(村脱)
中原 雲ノ谷村 手洗村 上岩崎村
下岩崎村

右村々庄屋中

尚々、此廻状刻付被申相廻し可被申候、尤廿日之昼時迄役所迄有無之書付差出し可被申候、以上、

馬見塚村庄屋は、幕府の鷹場、さらに吉田藩からも鷹場に指定された実績がないことを3月19日に報告した。

乍恐口上之覚

御公義様御鷹場之儀、御尋被仰付候得とも、当村之儀者御鷹場ニ而無御座候、勿論御城主様御鷹場と申候御定も承伝不申様、依之口上書を以申上候、以上、

享保三年戊三月十九日

庄屋 平内次

組頭 馬ノ右衛門

(渥美組札元)
吉野運八様
(同代官)
神山権兵衛様
(同代官)
三輪十郎兵衛様

馬見塚村庄屋が報告した3月19日、渥美組札元は口上書の書式が不十分だとして、再提出を発令した。その際に別紙として示された雛形は、次の通り。期限は、3月21日である。

覚

一先年ノ御給所御鷹場并御地頭様御鷹場茂無御座候、為御断書付差上ケ申候、以上、

戊三月廿一日 (村脱) 何 庄屋 たれ
同村組頭 たれ

吉野
神山
三輪

期限の指定日、偶然「公儀御鷹」通行の廻状が渥美組札元から出された。3月23日の廻状によれば、前日夕方にそのなかの一羽が「それ鷹」になり、村々は探し出すように指示された。その文面には、発見した場合は、「片野作左衛門へ進注」が義務づけられた。

享保6年8月17日に渥美組札元は、翌日にある藩主信祝の鷹野に備え、道筋の不良箇所を目立たないように修繕することと、当日朝からの火葬を禁ずることを命じた⁽¹⁶⁾。

明十八日殿様御鷹野御出被遊候、其村々御道筋悪敷所ハ目立不申候様ニ繕可被申候、飛越など入念、土橋等見廻り可被申付候、

一明朝火葬場にて人焼候義、堅無用ニ候、

此段念を入可被申付候、

(享保6年)
八月十七日

吉野運八

羽田村 野田村 三相村 吉川村

馬見塚村 高須新田 土倉新田

右村々庄屋中

ここでは、鷹場について指示がないが、同年12月10日の廻状では、花ヶ崎村を通過して下地村・下五井村において翌日に鷹野を実施することを指示した。

明十一日花ヶ崎通下地村・下五井村江御鷹野ニ御出被遊候、前々通り御道筋可被心掛候、尤人やき場之義、今晚より相留可被申候、以上、

十二月十日

吉野運八

羽田村 野田村 三相村 吉川村

馬見塚村

右村々庄屋中

早々相廻し可申候、

享保9年10月3日、管轄下の村々に対し渥美組代官は、次のように発令した⁽¹⁷⁾。それは、江川付近で網打をするので、鷹野の際に獲物となる鳥がいなくなると御鷹方から苦情があった。そのために殺生を禁止する。このことは以前から命じていたが、いまも続いているのは、不届きである。止めない場合は取り調べる。前芝村と牟呂村は運上場であるが、同様とする、というものです。

左之村々江川通ニ而網打殺生仕候もの有之故、御鷹之鳥居り不申候由、御鷹方より御断有之候、右江川通ニ而殺生堅仕間

敷候、此段ハ前方ニも御留メ候由ニ候得共、以今相止不申由、不届成義ニ候、此以後急度相守可申候、若相止不申候者、急度御詮義可有之候、

一前芝村・牟呂村之義者運上場ニ候得共、江川通ニ而殺生仕候儀、当分堅無用候、

右之通村々相心得可申候、此廻状村下ニ庄屋印形仕、早々相廻し留り村々此方江相返し可被申候、以上、

(享保9年)
十月三日

(渥美組代官)
中山新五左衛門

花ヶ崎村 羽田村 野田村

吉川村 三相村 馬見塚村

高須新田 牟呂村 小浜村

橋良村 小池村 瓦町

庄屋中

江川は吉田川の分流で、付近に鷹の餌になる鳥、具体的には雁が飛来していたのであろう。これを村々が網打により捕獲すると、鷹野に支障が発生すると担当役人から申し出があった。

ここまで、「片野作左衛門」という鷹に関係する人物、「鷹方」という部署が登場した。これらが明確になるのが、藩主信祝の日記『座右記抄』である。享保10年8月10日に「一片野作左衛門初、鷹方之分、(小姓頭和田)理兵衛支配云付」とあり、同月15日には「一片野作左衛門呼出目見請」、さらに「同人出仕之時者、中小姓詰所江可出、用申談時ハ用人共詰処へも可呼寄旨、和田理兵衛ニ云付」とある⁽¹⁸⁾。すなわち、鷹方役人を小姓頭の指揮下に置き、詰所を指定したのである。

享保10年12月6日、鷹方片野作左衛門は翌日の鷹野に備え、獲物である雁を追い立てないように指示した⁽¹⁹⁾。8月10日の決定後は、片野が領内村々に直接廻状を出すようになる。

覚

一明七日雁鷹野ニ而被出申候間、田畑ニ居申候雁追イ立させ被申間敷候、

(6)

江戸時代前半における三河吉田藩の鷹野

右之通村中へ堅ク可被申付候、以上、
(享保10年)
 十二月六日 片野作左衛門
 羽田村庄屋 野田村庄屋
 吉川村庄屋 (組) 三合村庄屋
 馬見塚村庄屋 きよす村庄屋
 花ヶ崎村組頭 (ママ) 藪下新田村庄屋
 横須か村庄屋

右之通午刻出し申候間、無滞巡達可有之候、尤納所々私宅迄相届可被申候、以上、

この廻状に応じ、渥美郡羽田村庄屋は、鷹野の雁追いについて願書を作成したことを村々に通知し、案文を付した。

先頃被仰出候雁追之義、別紙之趣相認候、私共御役所へ差出し御預申候、何茂御願被成候ハ、可然奉存候、又其別紙文案懸御目 [(候、以上)]

極月六日 羽田村々
 野田村 三相村 馬見塚村
 高須新田 吉川村 牟呂村
 花ヶ崎村 小池村 橋良村
 小浜村 向草間村
 右村々御庄屋中様

乍恐奉願口上覚

一去ル頃御役人様御出被遊、御鷹野之障りニ罷成候間、麦畑杯ニ居候雁追立申間敷候旨被仰付奉畏候、然所ニ頃日麦畑江雁大分群居候而、そめなど仕候而も恐不申候、悉喰荒難義仕候、殊只今麦肥し等仕込候時節ニ御座候得共、ヶ様ニ喰荒候而ハ、肥・耕作等不任心ニ候ニ付、来出来麦茂不作可仕と奉存候、何とそ前々之通雁追申様ニ被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上、その内容は、役人がやってきて鷹野の支障になるので麦畑にいる雁を追立てないように、との指示がありましたことは了解しています。しかし、数日来麦畑に雁が群れていて、鳥おどしの「そめ」を使用しても⁽²⁰⁾、

恐れることはありません。麦畑が食い荒らされて困っています。特にいまは麦に肥料を仕込む時期ですから、食い荒らされては施肥や耕作が予定通り進まず、収穫が不作になると予想できます。これまでのように雁追いを認めていただきたい、というものだった⁽²¹⁾。

12月11日の「御鷹野」でも雁追いと昼間の火葬を禁止し、小池村周辺へ出動することを知らせる廻状が、渥美・八名組札元から発令された⁽²²⁾。なお、12月6日付の片野作左衛門廻状が「雁鷹野」、次の廻状が「御鷹野」とあることに注目したい。前者は鷹方役人、後者は藩主信祝の鷹野であろう。

明十一日御鷹野

御出被遊候、其村々雁追無用ニ候、一人やき場ニ而昼之内やき申間敷候、右之通小池村辺江も御出ニ候間、諸事念入可申付候、此廻状早々相廻し、留村々可被相返候、以上、

十二月十日

(渥美・八名組札元)
 吉野安右衛門

新銭町 羽田村 野田村
 吉川村 馬見塚村 牟呂村
 両松嶋村 小浜村 小池村
 橋良村 花ヶ崎村 山田村
 小松新田 佐藤村 高須新田
 芦原新田 向草間村 草間村
 右村々庄屋中

右村順能可相返候、以上、

さらに同日、渥美・八名組役人は、急廻状を出した。その内容は、村々における雁追い禁止について、麦作の支障になるとの願書が提出され、許可された。藩主信祝の鷹野直前はもちろん、鷹方の片野作左衛門の場合でも、前日における雁追い禁止を指示するのだがうように。違反した場合は処罰する、というものである。

追而此触書早々御順達可被成候、其村々雁おい停止之義、麦作□難義之筋願出被申候所ニ、願之通相済候間、前々

之通りと御心得可被申候、
一御鷹野御出被遊候前ハ勿論、片野作左
衛門鷹野御出候ハ、前日作左衛門様
より御出候村々江雁おい無用之わけ相
触可被申候而、其節雁おい無之間敷
候、若違背申候義有之、作左衛門方
届有之ハ急度越度可被仰付候間、村々
能々相心得、村中可被申渡候、此廻状
村下庄屋印形加へ相廻し、留村可被
返候、以上、

十二月十日

(源美・八名組加役)
長塩左五平
(同組 代官)
植木戸右衛門
(同組 代官)
長坂庄左衛門
(同組 礼元)
吉野安右衛門

羽田村 野田村 三相村 吉川村
馬見塚村 高須新田 牟呂村
草間村 橋良村 小池村
花ヶ崎村 此間新銭町可被廻候、
若宮村 牛川村 浪ノ上村
庄屋中

請取廻申候、十二月十一日、

鷹野の獲物である雁の追い立て期間を前日
だけとして、麦作への影響を極小化したので
ある。実際、享保11年正月8日の廻状は鷹野
前日の巳刻に発出された⁽²³⁾。

覚

明九日雁鷹野罷出申候間、前々相触申候
通雁追立不申候様ニ堅可被申付候、以
上、

(享保11年)
正月八日

片野作左衛門

下地村庄屋 横須賀村庄屋
下五井・瓜子村庄屋
平井村庄屋 北川崎村庄屋
日色野村庄屋 藪下村庄屋
清須新田村庄屋 馬見塚村庄屋
前芝村庄屋 伊奈村庄屋
小坂井村庄屋

右之通早々先々江相廻可被申候、尤巳之

刻ニ出申候間、無滞通達可有之候、納所
ハ私方迄相返し可被申候、

享保12年正月18日付の片野作左衛門による
鷹方部屋の廻状では、発出時刻を辰刻と早
め、さらに急廻状に対する籠末な取扱を戒め
たうえで、鷹野には中和田理兵衛が出掛け
ることを知らせた⁽²⁴⁾。以降、発出時刻が必
ず記され、村々の継走時刻も同様となる。

覚

明十九日鷹野罷出申候、前々相触候通雁
追立不申候様ニ堅可申付候、尤和田理兵
衛殿御出被成候、即前而念を入無滞先々
江相廻納所ハ御鷹部屋迄早々届ケ可被
申候、此間制限をも相違仕、包紙杯も取
落申儀有之候間、左様之儀無之様ニ念を
入れ相廻し可被申候、以上、

(享保12年)
正月十八日 辰ノ上刻ニ出ス、

片野作左衛門

下地村辰中刻 下五井村同下刻
(郷) 瓜子村同断 藪下村巳中刻
平井村同下刻 日色野村午上刻
前芝村午中刻 清須村同下刻
馬見塚村未中刻
三相村 吉川村

右之通随分念入可被申付候、以上、

こののち、鷹野の廻状は、正月20日辰上
刻、同月24日午上刻(当日に御用で中止)に
に発出された。その後の正月晦日の場合は、
鷹野が明後日を予定したこともあり、発出時
刻は記されていない。続けて閏正月5日辰上
刻、同月14日巳上刻となる。いずれも鷹方片
野作左衛門の鷹野であり、自身が廻状を出し
た。

小姓頭和田理兵衛の鷹方支配は、享保11
年6月2日の中老就任後もそのままだったよ
うだ。翌12年4月9日、和田要人が御鷹方・
川方の支配となった。要人は、和田理兵衛の
嫡男である。その後、7月29日に理兵衛は家
老に昇進するので、嫡男の登用は、伏線であ
ろう。その要人は、享保13年には部屋住のま

(8) 江戸時代前半における三河吉田藩の鷹野

ま10人扶持で奏者番になる⁽²⁵⁾。

おわりに

以上、三河吉田藩の鷹野について史料紹介を兼ねて述べてきた。要約と展望を示し結びとしたい。

吉田藩主松平忠利の鷹野は、高足で行われた。これは、高足村というより高足原という広野を意味しているだろう。獲物は不明であるが、いずれも10~12月に日帰りか1泊の行程である。

水野忠清の鷹野は、寛永18年正月分が判明するだけだが、鷹野の場所が領内7か所におよび、獲物は雲雀・鶉だった。忠清のほか、子息の鷹野があり、父子同行の場合もあった。

松平信祝の藩主時代については、信祝自身、あるいは鷹方片野作左衛門の鷹野と、幕府の鷹御用との両者が展開したが、ここでは後者については検討しなかった。

吉田藩の鷹野は、藩主と中老・鷹方をあわせ、享保6年8月18日を除き、12月と翌年正月(享保12年は閏正月を含む)に雁を獲物として行われた。そのために、雁追いの禁止が命ぜられたが、麦作に支障があるとする村々からの要請で、鷹野前日だけに変更された。

正徳5年9月25日付の普請奉行廻状で、鷹野に出る村々、すなわち鷹場が指定された。吉田川下流域から高師原にいたる間を含む広域な藩領である。享保6年12月10日付廻状は、行程途中の村々宛であるが、鷹野を行う場所を下地村・下五井村と指定している。同10年12月10日付の廻状では小池村周辺としている。

鷹方の廻状では、吉田川の下流域から河口近くの村々をおもな宛所としているから、藩主の鷹場と比べて地域を限定しているようである。その鷹方であるが、片野作左衛門に対する指示系統が決定し、藩主信祝に拝謁した

のは享保10年8月だったが、それ以前、享保3年3月23日付廻状には名前がみえる⁽²⁶⁾。これを含め、松平伊豆守家の鷹制度については、今後の課題としたい。

註

- (1) 塚本学『生類をめぐる政治元禄のフォークロア』(平凡社、1983年)119頁註(2)・125~127頁。なお、老中松平信綱は武蔵川越藩主で、根崎光男『江戸幕府放鷹制度の研究』(吉川弘文館、2008年)によれば、同藩領には貞享3年(1686)12月まで幕府鳥見が居住していた(87~90頁)。
- (2) 塚本同上書89頁。幕府触書の全文は、根崎同上書95~96頁。
- (3) 「鉄砲頒禁令」、豊橋市史編集委員会『豊橋市史』第7巻(豊橋市、1978年)667~668頁。
- (4) 豊橋市史編集委員会『豊橋市史』第2巻(豊橋市、1975年)96・104頁。
- (5) 「忠利日記」、豊橋市史編集委員会『豊橋市史』第6巻(豊橋市、1976年)22・48・49・67・69・107・129・130頁。
- (6) 同上書19・26・33・34・48・113頁など。
- (7) 「大野治右衛門定寛日記」、前掲註(5)『豊橋市史』第6巻229~231頁。
- (8) 『新訂寛政重修諸家譜』第6(統群書類従完成会、1984年)60頁。
- (9) 愛知大学総合郷土研究所蔵三河国渥美郡馬見塚村渡辺家文書。史料として引用する廻状は、「万書込日記(帳)」という公用書類などを書き写した簿冊に記されたものである。この簿冊は、一般的に「御用留」と称されることがあり、「万書込日記(帳)」を史料集として刊行した際は、この名称が採用された。以後の引用に際し、史料集に収録された年次分については、その頁数を示すこととする。未収録分については、年次と史料名、愛知大学総合郷土研究所が付した文書整理番号を示す。
- (10) 正徳5年の廻状は、「万書込日記帳」B-65。9月25日付廻状の発令者である増井岡右衛門は、「従古代役人以上寄帳」によれば、宝永4年から者頭・普請奉行をつとめた〔前掲註(5)『豊橋市史』第6巻806・818頁〕。正徳2年の段階では普請奉行は兼役とある〔「御所替日記」前掲書460頁〕。その後、普請奉行を交替する享保3年3月2日までは、同職にあった〔愛知大学総合郷土研究所『三州渥美郡馬見塚村渡辺家文書』御用留1(愛知大学、1979年)186頁〕。次

に示す正徳3年8月22日の渥美組札元廻状のなかに増井岡右衛門の名があり、鷹野関係の職に関係したことも推測できる。

覚

御用之鳥増井岡右衛門殿方より為被取候処ニ、在辺ニ而さハかし申候哉、鳥あらく成り、其上鳥居可申所ニ居不申、鳥請負取候者ハ各別、左も無之者、鳥取候鉢見及聞及候ハ、急度越度に可申付候、此段早々村中江可被申渡候、此廻状昼夜共ニ相廻し可被申候、尤村下ニ印形仕、相廻し可被申候、留り村より相返し可被申候、以上、

八月廿二日（正徳3年）

（渥美組札元）雲出六兵衛

ただ、本文中に示した12月6日付で高須新田から発せられた廻状が増井岡右衛門からだとすると、内容に普請に関することが含まれていて、普請奉行が鷹野に関係することに違和感がない。課題である。

- (11) 三河吉田藩主松平信祝の在国期間については、前掲註(4)『豊橋市史』第2巻326頁の表56。
- (12) 村々の傍註は、一般的な用例に従って付した。
- (13) 前掲註(10)『三州渥美郡馬見塚村渡辺家文書』御用留1から数例を示すと、享保3年分は176・193・196～197頁、同4分は363～364・411～412頁。
- (14) 前掲註(1)根崎光男『江戸幕府の放鷹制度の研究』77～78・95～96頁。
- (15) 享保3年の廻状は、前掲註(10)『三州渥美郡馬見塚村渡辺家文書』御用留1、192～195・198・199頁。
- (16) 享保6年の廻状は、愛知大学総合郷土研究所『三州渥美郡馬見塚村渡辺家文書』御用留2（愛知大学、1980年）217・247頁。
- (17) 享保9年の廻状は、「万書込日記帳」A-1247。
- (18) 「信祝座右記抄」、前掲註(5)『豊橋市史』第6巻941・942頁。
- (19) 享保10年の廻状は、「万書込日記帳」A-1248。
- (20) 「そめ」は、日本大辞典刊行会『日本国語大辞典』第12巻（小学館、1974年）440頁によれば、方言で、田畑に立てる鳥おどし、かかし、とあり、愛知県で使用される、とある。
- (21) ここでは、鷹野と畑地の麦作との関係が述べられている。田地、特に稲刈り後に水をはる行為と鷹野の関係は、前掲註(1)根崎光男『江戸幕府の放鷹制度の研究』72・74頁。
- (22) 地方役所の編成が、渥美・宝飯・八名の3組から、渥美・八名と宝飯の2組に変わったことによる。
- (23) 享保11年の廻状は、「万書込日記帳」A-1250。
- (24) 享保12年の廻状は、「万書込日記帳」A-1251。

- (25) 「従古代役人以上寄席帳」、前掲註(5)『豊橋市史』第6巻781頁。
- (26) 「信祝座右記抄」、前掲註(5)『豊橋市史』第6巻949頁には、「当年呼出し、初而之物成候」とある。新規召抱となる以前から関係があった可能性も残される。

〔付記〕公益財団法人神野教育財団による研究助成（2020年度）の成果の一部である。